

ながの労福協

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 原田 美登

第231号2005年9月16日



驚くべき悪徳業者の実態

「リフォーム」を固めよう!!

よくもこれ程までに、次から次へと悪徳商法がはびこるのでしょう。「オレオレ詐欺」が「振込め詐欺」へ、そして「架空請求」「キャッシュカードの偽造と盗難」更には、「悪質リフォーム業者」「多重債務者へのヤミ金融」等々、被害は枚挙に事欠かない状態といえましょう。

様々な悪徳商法の相談に応じている県の消費生活センターへの相談件数も増加の一途をたどっており、昨年度は総件数4万4千350件にも達しています。この数字は対前年比で12・1ポイントも上回っています。

こうした状況に対して、小紙編集委員会は看過できない事態と認識し、何回か紙面で取り上げかつ、「ちょっと待って」のタイトルで毎号、個別具体例を扱ってきました。今号はこの「ちょっと・・・」の拡大版として様々な事例に基づく対応策を特集します。悪徳業者に付け込まれない知識として、職場、家庭で活用して下さい。

悪質リフォームの実態と対処法

休日などで家にいると、1日に1回は外壁を直さないか、屋根が傷んでないか、床下を点検させると業者が訪ねてくる。「親が大工職人だから見てもらう」「子供が就職したら建て替える」等と適当なことを言って、引き取ってもらおうが、煩わしくしようがない。

業者も仕事なので、なるべくやんわりと断るようにしているが、報道されているように高齢者の優しさ、寂しさ、弱さにつけこみ、脅したり、すかししたり、あげくの果てには痴呆状態をいいことに金銭を巻き上げるなど、とんでもない輩が出没しているとしたら、日常の業者への

対応も考える必要があるだろう。

悪質リフォームが最初に大きく報道されたのは埼玉県富士見市に住む80歳と78歳の認知症の姉妹の事件。複数の訪問業者に勧められるまま3年間にリフォームを繰り返して、全財産を失った事例だ。姉は中央官庁で通訳として働き、妹は元証券会社社員で、共に未婚のキャリアウーマンだった。親類や近所付き合いがほとんどなく、介護保険などの公的サービスも受給していなかったため、周囲も認知症に気づかなかつたといわれている。それが、姉が近所の人に「知らない女の人が来て、『この家は私のものになるから出て行ってよ』と言われた」と、初めて競売にかけられていることがわかり、近所の人が市に相談して問題が発覚した。

この姉妹宅に出入りしていた訪問リフォーム業者は、判明している限りで16社あり約5000万円の工事を受注していたという。通常の10倍以上の価格で、しかも屋根裏は補強金具の見本市、床下用の調湿剤が庭にまで撒いてあり、3つ付ければ十分な床下の換気扇が約30個も付けられていた。領収書の中には、チラシの裏に書かれたものまであり、クレジット契約の申込日や商品の引渡日の記入もなく、販売店名も空白といった申込書で契約が結ばれているケース

もあつた。

これらの工事を請け負ったある元営業マンは、「偽名」や「登記していない幽霊会社」を使って工事を請け負い、「どんな工事をしていたか」覚えていない。工費の算出根拠については「相場も原価も知らない。同じような過去の工事額を覚えていたので、記憶を頼りに決めた。目いっぱい取ったので安くはない工事、自分たちの生活が成り立つように仕事をすると話している。

この報道の後、各地で様々な被害が起こっていることが、次から次へと報道され、悪質業者の逮捕にまでつながっている。また、埼玉で悪質リフォーム業者の家から約6000万円を盗み、うち1600万円を用水路に捨てたという事件もおきている。

県内でも山ノ内町の一人暮らしの74歳の女性が8件のリフォーム契約を結び、断りきれず自己破産の申請をしている。松本では、認知症の女性が床下工事や訪問販売などで700万円の契約をさせられ、次男が業者に返金を求める事件もおきている。長野県生活文化課によると、リフォーム被害の相談は県内4消費生活センターに24件寄せられ、相談することで契約不成立にできた事例もあった。

こうした高齢者を狙った悪質リフォームや訪問販売は後を絶たない。ここ5年でこうした次々販売に関する消費生活センターへの相談は、786件と6倍に増えている。特に高齢化が進展するとこれからますます被害が拡大す

る可能性が高い。成年後見人制度などを活用して被害を防ぐことが大事になってくる。

「悪質リフォーム」の被害に遭わないためには、①原則として「訪問」によるリフォームには頼らない。②「無料点検」などの言いなりにならない。③一度でも訪問販売によるリフォームを受けると「次々販売」の恐れがあることを知っておく④本当に必要な工事か点検し、即日契約は行わない⑤業者には必ず「見積書」と「工程表」の提出を求め⑥複数の業者の見積もりを取る⑦契約どおりに工事が行われたかしっかりと確認する⑧代金の支払いは確認後にする⑨自分から積極的かつ慎重に勉強する姿勢を持ち、業者任せにしない⑩インターネットの長野県や経済産業省のホームページに処分された業者が公表されているのでチェックする。⑪契約前に家族や知人に相談する。

「架空請求ハガキ」に

騙されてはいけな!

昨年、ある職場の女性のところに「法務省認可法人 日本債権管理事務局」というところから、「貴殿が利用した電子消費料金について業者から回収の委託を受けた」などとお金の振込みを要求するハガキが来たところそのよた。法務省に確認をしたところそのような法人はないとの回答。また、消費生活センターに通報したところ「朝からその電話でひっきりなしです。放っ

て置いて大丈夫です。」との回答。翌日の新聞で大きく取り上げられ、「須坂市内の女性が実際に振り込んだことから都内の容疑者が逮捕された」との記事も後日掲載され、職場での話題になった。

今年の7月、この女性のところに「国民消費総合管理局」から「総合消費料金未納分訴訟最終通達書」として、「訴訟番号(わ)0625538」と載ったハガキが届き、再度大騒ぎとなった。

実は、架空請求では、裁判所を経由した「支払督促」や「少額訴訟制度」などの架空請求が、実際に行われていく。もし、放置すると、裁判で債権が確定して、身に覚えのないお金を支払わざるをえなくなる場合がある。

「支払督促」とは「裁判所書記官に債務者が申し立てる」と「債務者の言い分を聞かないで支払督促を発する」「債務者が仮執行宣告を付した支払督促の送達を受けた日から2週間以内に異議申し立てをしない限り、確定判決を受けたことになる」制度。つまり、2週間放っておくと、裁判所の命令で金を支払わなくてはいけなくなる。

「少額訴訟」は60万円以下の小額の訴訟を迅速に処理するために設けられた制度で「被告(架空請求を受けた側)が口頭弁論日に出頭せず、かつ、原告(架空請求側)の主張を争う書面も提出しない場合には被告は、原告の主張した事実を自白した(認めた)もの」とみなされ、判決が下される」つまり、裁判所に出頭しないと金を支払わなくて

はいけなくなる。

今回は裁判所に電話したところ、裁判所からはハガキで督促はしないと回答があつたので、消費生活センターに通報してから放っておくこととした。

架空請求は、弁護士名を出したり公的機関を巻き込んで脅しをかけ、最後には裁判所を使って金を取るうとしていく。でも本当に気をつけなくてはいけないのは、『裁判所の通知かどうか』だけ。後は無視してかまわない。法務省でもチラシを作成して『裁判所を悪用した架空請求に注意』を促している。

では、本物かどうかの見分け方のポイントを4つ。①「特別送達」と記載された、裁判所の名前入り封書で送付されてくる(はがきや普通郵便では絶対こない)②郵便職員による手渡し(原則(郵便受けに投げ込まれることはない)③受け取りの時には、郵便局員から「郵便送達報告書」に署名又は押印が求められる。④また、本物の「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」には、「事件番号」「事件名」が記載されている。そして、「支払督促」については、「督促異議申立書」が同封されている。なお、これらの書類に金銭の振込先が記載されていることはない。

本物の通知かどうかから場合によっては、通知に書かれた連絡先には絶対連絡せず「消費生活センター」などで裁判所の連絡先を確認して内容が本物かどうか確認すること。

もし、本物の「支払督促」や「少額

訴訟制度」の呼出状の場合は、消費生活センターや弁護士に相談して対処する必要がある。

カード被害救済 「預金者保護法」成立

キャッシュカードの偽造や盗難によって被害を被った場合の被害補償を金融機関に義務付ける「預金者保護法」が8月3日に成立し、来年2月から施行の運びとなった。

当初は偽造カードによる被害の救済が主な検討事項であったが、現在は被害件数のうち盗難が偽造を上回っている状況を加味し、盗難カードによる被害にも補償対象とする内容になった。

ただ、盗難カード対策では、預金者が「カードを盗まれ預金を引き出された」と虚偽の申告をする「成りすまし詐欺」の防止策をどう構築するかが課題となっている。



「偽造カード」と「盗難カード」

偽造カードは、スキミングという方法で本物のカードから情報を抜き出して別のカードに貼り付けて新たなカードを作成すること

この場合、預金者の手元には正規のカードが残っているため、「偽造」による被害に遭ったことに気づかないことがほとんど。被害者は、後日預金残高を確認した時に初めて被害にあったことに気付くのである。

盗難カードは、空き巣や置き引き、あるいは強盗など、手口が多様な上、明らかに預金者の不注意が原因というケースもある。偽造カードと違う点は、預金者が被害に気付く確立が高いことである。ただし、金融機関側は本物のカードで預金が引き出されるため、被害に気付かないことが現実である。

さらに、偽造カードに比べ預金者の過失が被害につながるケースも多い。このため、過失の度合いにより、盗難カードの補償割合を①重過失の場合は無補償②軽過失の場合は75%の補償③無過失は全額補償。と分類された。

過失度合いによる補償分類

- 全額補償
- △ 75%補償
- × 無補償

〔偽造・盗難とも補償されない重過失〕
× カードに暗証番号を書き込んでいた。

× 暗証番号を他人に知らせていた。

〔暗証番号の管理に関わるケース〕
○ 生年月日や電話番号など類推しやすい番号にしていたが、金融機関から変更要請を受けていない。

○ 変更を促されても変えずにいて、カードだけ盗まれた。

△ 変更を促されても変えずにいて、暗証番号を類推しやすい免許証・保険証などと一緒に盗まれた。

△ 暗証番号を書いたメモとカードを一緒に保管していて、両方盗まれた。

〔被害の届け出が遅れたケース〕

× 金融機関への届け出が、盗まれた日または、不正引出し日から30日を超えてしまった。

○ 届け出が、被害から30日を超えたが、入院など特別な事情があった。

× 特別な事情があっても、届け出が盗難被害から2年を超えていた。

〔その他のケース〕

○ ゴルフ場やコインロッカーなどに預け、カードの情報だけ盗まれた。

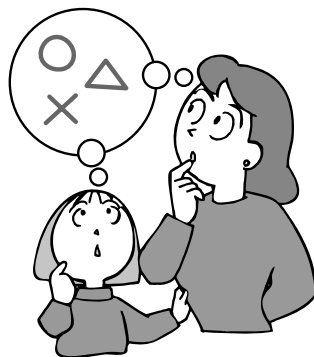
○ 強盗に刃物等で脅されて暗証番号を教えた。

○ 地震・台風など自然災害の際に盗まれた。

× 戦争・暴動など社会の混乱に乗じて盗まれた。

× 夫や妻など配偶者・子や孫など2親等以内の親族が引き出した。
× 家計を同一にする同居人や家事使用人が引き出した。

※以上は、条文の規程や国会審議の過程で明確になった主な基準



法律が施行される以前の被害はどうなるのか…

新法が適用されるのは施行後に発生した被害に限定されますが、施行前でも「最大限の配慮」を金融機関側に求めており、偽造カード被害については新法と同じ基準で補償されるものと思われる。盗難カード被害については、施行前1年以内のものは補償されても、証拠がない3年前のものは補償されない、というように、それぞれのケースにより違いが出てくる可能性もある。

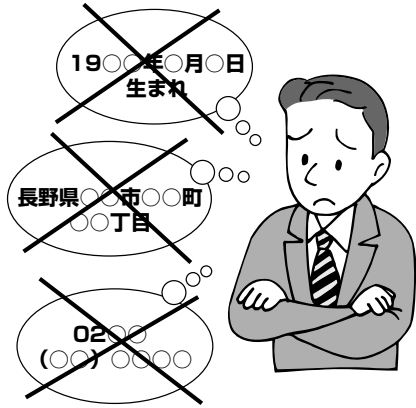
預金者が気を付けるべき事項は…

カードや暗証番号の管理を厳格に行うことはもちろんだが、取引履歴をこまめにチェックして、万一の場合の被害額がすぐわかるようにしておくことが必要となる。

新法でも、被害から30日以内に届けがなければ権利が失われる可能性がある。

また、補償手続きには手間や時間がかかります。預金は複数口座に分けて預金したり、最近のATMは暗証番号の変更機能が付いているものもあるので、頻繁に暗証番号を変えたりして自己防衛することも大切である。

なお、キャッシュカードの暗証番号については「生年月日」「電話番号」「自宅の番地」「車のナンバー」「4桁同一番号」など第三者に推測されやすいものの使用は極力避け、万一第三者に推測されやすい番号を登録されている場合は速やかに、変更手続きをしたほうがよい。



トピックス

消費生活センターの活用を

本機関紙では、消費者が陥る契約上のトラブル、多重債務、ヤミ金などの実例や注意すべき事項を、できるだけ多く紹介して皆様に注意を喚起して参りました。

しかし、「世に悪徳業者の種は尽きまじ」とばかり、次から次へと新手の悪徳商法は増殖を繰り返しているのが実態です。その手口はますます巧妙化し、かつて紹介したものを、幾重にもひねくり返して新たな仕掛けを施してくる業者が多いと聞いています。

そうした最前線で消費者の相談を受けて業者と対応しているのが、県内に4つある消費生活センターです。センターの方の話を聞くと、如何に業者が消費者の隙をつこうといるいろいろな方法で働きかけているのがよくわかります。

新聞報道にもあるように、高齢者を狙ったリフォーム業者、次々販売、学校でたての若者を狙った恋人商法、キャッチセールスなどは相変わらず被害が絶えません。最近では、インターネットや携帯電話でのトラブルが急増して対応

に追われているようです。中高年齢の多重債務問題も深刻さを増しています。

こうした事態を未然に防ぐことが、消費者の生活を守る上で、必須の対応となっています。未然防止には、まず消費者として気をつけるべき事への知識を得て、生活の中で陥りそうなワナに十分注意できるだけの準備をすることが必要です。勤労者のトラブル未然防止のために、労金や労働団体、地区労福協なども、多重債務者問題やライフプランに関するセミナーを各地域、単組単位などで実施しています。

消費生活センターも「長野県政 出前講座」の一環として「悪質商法の実例」「多重債務問題」「消費トラブル実例」などの話をする活動を行っています。もし、ご希望があれば、各地の消費生活センターに「出前講座をお願いしたいのですが」と電話してみてもいいかがでしょうか。



長野消費生活センター	TEL 026-223-6777
松本消費生活センター	TEL 0263-35-1556
飯田消費生活センター	TEL 0265-24-8058
上田消費生活センター	TEL 0268-27-8517

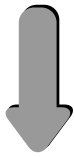
県内各地の消費生活センターは右の様に4カ所あります。尚、本年度中に岡谷にも松本消費生活センターの分室が開設される予定です。また、実際に困ってしまった場合も相談を受けており一人で悩まず、ぜひ相談してみてください。

「車天狗α」・「お手軽くん」の仮申込みは ろうきんローンネット窓口が便利で簡単!!

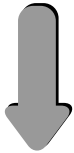
忙しいあなたも、自宅・職場から24時間OK 「車天狗α」・「お手軽くん」仮申込み好評受付中!

とっても簡単24時間受付OK!! インターネット経由での仮申込み方法

■ ホームページから
申込み内容を入力



■ 審査結果を連絡



■ 必要書類を持参の上、正式な申込みに来店

ろうきんローンネット窓口経由での仮審査申込みが好評調だ。

時間に左右されず24時間いつでも自宅や職場から簡単に仮審査の申込みができることが、多様化する勤労者のニーズにマッチしているようである。

その上、10月31日まで実施中の「カーローン車天狗αキャンペーン」においては多くの勤労者にとって有利な制度となるよう、利用者一律、なんと「年1.98%」の金利設定で実施している。用途は、車の購入の他、「他行やディーラーの自動車ローンの借換え費用（事業用車両を除く）」にも利用できる。ディーラーローン等を返済している方は手元のローン返済予定表を今一度じっくり見直してみてもいい。〔金利は年何%・一時金払いは多すぎないか〕

一方、「早い! 簡単! 便利!」がキャッチフレーズのフリーローン「お手軽くん」、本申込みに必要なものは運転免許証など本人確認書類のみ。使いみちは自由でとにかくスピード回答が嬉しい。

思い立ったら用途に合わせて、ろうきんへ相談しよう。

ろうきんカーローン

車天狗α

くらまてんぐ・アルファ

固定金利
10年以内

年1.98%

●別途保証料(年0.70%~年1.40%)が必要となります。
●表示金利は2005年4月25日現在です。
●保証機関が(株)日本労働者信用基金協会の場合、団体信用生命保険を付保することができますので、窓口へお尋ねください。

キャンペーン期間
2005年
4.25・10.31

みんなにお得!!
魅力がグーンと
プラスαアルファ

FAXまたは、インターネット・ホームページから、車天狗αの仮申込みができます。
<http://www.nagano-rokin.co.jp/>
 ●詳しくはフリーダイヤルもしくは、お近くの(ろうきん)までお問い合わせください。
フリーダイヤル 0120-1919-48 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)
*店舗に説明書をご用意しております。

お使いみち
車やバイクの購入、修理、免許取得費用、他行やディーラーの自動車ローンの借換え費用などに(事業用車両を除く)

ご融資金額	ご返済額
最高500万円	原則不要
ご返済期間	ご返済方法
最長10年	毎月返済または毎月・ボーナス併用返済

フリーローン

お手軽くん

パート・契約社員の方もOK!

簡単

お申込みに必要な書類は運転免許証などのご本人確認書類のみ!

*ただし、その他の書類のご提出をお願いする場合があります。

お使いみち自由

*ただし、事業性資金・投機的資金・負債整理資金は除きます。

速い

お申込み後、**原則翌営業日に回答!**

*ただし、お申込み日時によっては遅れることもございます。

Step1 お申込手續 (ろうきん)窓口へご来店または(ろうきん)営業担当者が職場か自宅へ訪問

- お申込みに必要なものは運転免許証などのご本人確認書類とご印鑑です。
- (ろうきん)所定の審査がございます。
- 審査の結果をお電話でご連絡させていただきます。

Step2 ご融資金は お客様の(ろうきん)口座へお振込

お支払いは原則翌月からスタートいたします。

インターネットホームページから仮申込みができます。
<http://www.nagano-rokin.co.jp/>

かんたん! スピーディ!

●詳しくはお近くの(ろうきん)またはフリーダイヤルへお問い合わせください。

0120-1919-48 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)



CFP 塚原 哲のグッドアドバイズシリーズ

賢い生活者への

No3

終身医療保険のポイント

さて、今回は終身医療保険を取り上げましょう。
「よ〜く考えよう」のCMで一躍有名になった保険も終身医療保険ですが、これらの加入にあたって最低でも確認しておきたいポイントが3つあります。

Point 1 保険料払い込み期間

まず、いつまで保険料を支払うのかをチェックしましょう。「保険料が一生変わらない」という宣伝に、無邪気なまでに「良い保険」と思う方がいます。しかし、言い換えれば「保険料の支払いも一生」であり、総額の負担は決して少なくはありません。例えば、60歳の男性の保険料（入院給付日額5,000円）を毎月約6,000円とすると、78歳（男性平均余命）までの総支払額は129万6,000円にもなります。

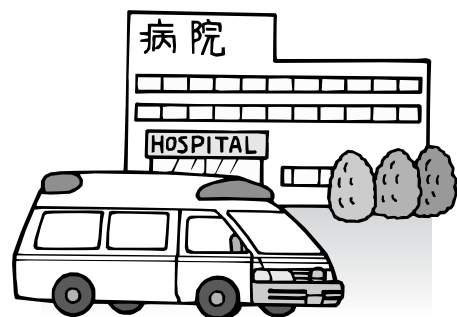
Point 2 給付金の支払い限度

一回の入院で何日まで保障してくれるのか？ということです。たとえば「1入院につき60日、通算最高1,000日」という保険を、「1,000日も出るから長い！」と思われた方は要注意です。気にしてほしいのは「1入院につき60日」の表現。単純に入院日数を足して、通算日数の範囲内であればすべてに保険が支払われるという訳ではないからです。例えば、2回以上入院したとしても、原因が同じ場合は退院日の翌日から180日以内の再入院は1入院とみなされます。慢性疾患などで入退院を繰り返した場合、60日しかもらえないという結果にもなります。最高1,000日分をもらうためには、原因の異なる60日の入院を17回繰り返すという理屈になりますが、そんなアクロバティックな入院も滅多にありません。中には「1入院につき30日」の保険もありますのでよくよく確認したいものです。

全労済の新総合医療共済「終身医療プラン」。掛け金はAFLACよりは2割ほど高めですが、「1入院につき180日、通算最高1,000日」ととても手厚い印象があって良心的です。

Point 3 入院給付日額

入院したときに1日に給付してくれる額です。この額によって受け取れる保険料の総額も大きく変わります。入院給付日額5,000円の場合、「1入院につき60日」を当てはめると給付は30万円です。さまざまな病気を繰り返すというケースをのぞいて、現実には生涯保険料を支払ってもこれだけしか受け取れないケースが大半です。支払った保険料の総額約130万円に比べて、いかにも少ないといえます。この程度しか出ないなら、貯蓄からなんとか払えそうな額といえそうです。これに対し「1入院につき180日」を当てはめると給付は90万円。貯蓄を取り崩して払うのは少し難しそうですから、終身医療保険に入る価値もあるでしょう。



本年10月1日から

「こくみん共済」が新しくなります!

全労済では、加入者のニーズに応え「こくみん共済」の一部を改定をします。ますます充実した共済へ!

皆さんから親しまれている「こくみん共済」が2005年10月1日から一部制度改定し、登場します。

入院保障を充実し、新たなタイプも新設!

「家計にやさしく、より大きな安心を」

そんな皆さんの声にお応えして、生まれ変わります。

制度改定のポイント

①「医療タイプ」は日帰り入院から保障!

新規加入年齢を満59歳まで引き上げ、日帰り入院を含め、入院1日目よりお支払いする改善をしました。

②「生涯の医療保障」「医療終身タイプ」を新設!

加入時の掛金がアップすることなく、病気やケガによる

入院・手術を生涯保障します。

③最高3000万円保障の「大型タイプ」を新設!

病気死亡1200万円、事故死亡2400万円、交通事故死亡3000万円まで保障されます。

④最高満85歳までの保障を実現!

保障期間が最高満85歳まで延長されました。(保障内容は加入タイプ、年齢により異なります。)

⑤5日以上入院を1日目から保障!

「総合タイプ」「総合2倍タイプ」は5日以上入院した場合、1日目より保障されるようになります。



生涯安心! 終身医療保障が新登場!

NEW

医療終身タイプ

加入できる年齢: 満15歳から満64歳までの健康な方
キッズタイプを除く各タイプにご加入の方がセットできます。

安心のポイント

- 掛金は一生変わりません!
- 日帰り入院もOK!
- 病気やケガによる入院のとき、入院1回あたり最高180日まで、通算で1,000日分保障!
- 万一のとき、掛金の払い込みを免除します。

こんなとき(保障内容)	いくら(お支払額)
ケガで入院したとき 入院1回あたり最高180日	1日につき 3,000円
病気で入院したとき 入院1回あたり最高180日	1日につき 3,000円
手術を受けたとき 全労済所定の手術	1回につき 30,000円

月払掛金表

加入年齢(満)	男性	女性	加入年齢(満)	男性	女性
15歳	966	978	40歳	1,776	1,770
20歳	1,080	1,110	45歳	2,052	2,064
25歳	1,212	1,242	50歳	2,400	2,412
30歳	1,362	1,374	55歳	2,820	2,838
35歳	1,548	1,542	60歳	3,342	3,390

手厚い保障の大型タイプが新登場!

NEW

大型タイプ

加入できる年齢: 満15歳から満44歳までの健康な方
保障年齢: 満15歳から満60歳まで
月々の掛金: **5,400円**

安心のポイント

- こくみん共済最大の死亡保障最高3000万円!
重度障害保障最高3000万円
- 5日以上入院をしたとき、1日目から保障!
- 病気で入院したとき、1日あたり6,000円を保障!
- 満60歳以降も最高満85歳まで保障が継続!
(保障内容は変わります。)



こんなとき(保障内容)	いくら(お支払額)
入院 最高180日分	交通事故 1日あたり 10,000円
	不慮の事故 1日あたり 10,000円
	病気等 1日あたり 6,000円
通院 最高90日分	交通事故 1日あたり 3,000円
	障害が残ったとき
介護が必要なとき	1000万円
	交通事故 3000万円
重度の障害が残ったとき	不慮の事故 2400万円
	病気等 1200万円
	交通事故 3000万円
死亡したとき	不慮の事故 2400万円
	病気等 1200万円

ご加入にあたっては総合タイプ、総合2倍タイプ、大型タイプのいずれかをお選びください。

労福協マガジン

鰐川理事長再任

西村専務、北原常務の 新体制スタート!

労働金庫の第56回通常総会が6月24日(金)、長野市で開催された。

04年度の事業実績としては、融資が対前比40億弱の増加となり期末残高2400億円となった。預金は94億余の期中増加によつて4434億の資金結集となり、年間目標を僅かに下回った。

金融機関の健全性を示す自己資本比率は15・27%と昨年度に比べ1・46ポイント上昇し、健全性は更に高まった。

新年度の事業計画では、「会員と労金が一体となった活動の実践」「会員、組合員の期待に応えるための経営基盤の確立」を基本方針とし、融資、預金をそれぞれ2・49%増を目標とすることが承認された。

任期満了に伴う役員改選では、鰐川理事長が再任、西村常務が専務に、新常務には北原和則氏が就任し市川常勤理事も再任された。

全労済事業に結集を!

総代会で活発な質疑

全労済県本部の第30回通常総代会は去る7月29日(金)、150名の総代が出席して長野市で開催された。

取り巻く情勢の厳しさを反映して04年度の事業実績は加入口数で7677万口余と対前年比0・47%増加したもの、加入件数では97万件余と対前年比マイナス1・46%と昨年に続き期首割れとなった。

一方、共済金の支払いは49303件、59億3800万余に達し、加入者の生活再建に役立つている。

総代会では11名から発言がありその内容は、制度改善への要望、4支所体制の検証、未組織労働者向け共済商品の開発、団塊世代対策、組織運営への意見等々地域選出の総代を中心に熱心かつ活発な発言が相次いだ。これらの意見要望に対して専務から詳細な答弁がされた。

役員改選では伊藤理事長、川崎専務の常勤体制を再任し、新理事会が発足した。

ご家族で楽しむ クロスワード

「E」のキー

1 労金のマイカーローン
は二〇〇〇〇〇〇〇

7 あかごみどりのごと
教示すること

9 銅鉄器の穴を合金で
ふさぐことを業とする

11 〇〇〇皆さん南京玉
スタレ・・・

13 小さな雑魚を炒つて
干したものを

15 居酒屋も一つ
呑む、詰める、殺す

17 呑む、詰める、殺す
の上にくる共通語

19 全労済の主力共済の
ひとつ

21 原画の前段
えだみち

22 たりはらつて始末を
つけること

「タテ」のキー

1 住宅生協は光のこれ
で住いをリフレッシュ

7 枸橼酸 と書く
〇〇〇は友を呼ぶ

9 値段

11 病気や怪我が治ること
約束書の書類

13 貨幣の一種
神に仕える少女

15 広隆寺の〇〇菩薩は
有名

17 梅漬には欠かせない
材料で一年草

19 〇〇コンタクト

ヒント: 家族との語らい又読書もよし
A~Fの文字を並びかえてできる言葉が答えです。

前回の正解は「夏も近づく」

- 当選者 (5名) (敬称略)
- 太田 一郎 (長野市)
 - 大塚たみえ (佐久市)
 - 小倉 正浩 (塩尻市)
 - 宮坂 文祥 (岡谷市)
 - 宮坂 幸子 (岡谷市)

プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります)
- 労福協の機関誌に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書券(1000円分)をプレゼント。
- 締切り 10月10日

立町から

昨年から原油の値上りが続いている。最近ではアメリカのハリケーンの影響もあって一段と上げ幅を強めている。

特に気になるのはガソリンの価格。新聞各紙も「原油高で価格差拡大」との見出しで「8月29日時点でのレギュラーガソリン1 当たりの都道府県別平均小売価格の最高値は長崎の137・8円、最安値は群馬の123・7円、その格差は14・1円」と報じている。

所でわが長野県は1333・0円で群馬県との差は9・3円である。この格差は今回の調査時点に限らないところに問題がある。

手元の「給油所石油製品市況動向」のデーターによると、3月7月の5ヶ月間平均でも9・6円の格差がある。全国的にも長野は高値の3、4番目に位置している。

何故、隣県と10円近い格差があるのか。山間地が多く輸送コストが掛ると聞かされるが・・・？むしろ、周囲を山で遮えられている地理的条件を逆手に取っている結果ではないのか。(高くても県内で買わざるをえない)又、他県の観光客からは「長野のスタンドには価格の表示がない」との不評も耳にする。ともあれ、業界の体質と適切な手段を講じない行政側の問題がありそうだ。(原)